

広島県告示第九百三十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定によって、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。

平成十九年九月二十日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 解除に係る保安林の所在場所

三原市久井町吉田字寄金乙二三三（次の図に示す部分に限る。）、字大迫六一三の三（国有林。次の図に示す部分に限る。）・六一三の二（次の図に示す部分に限る。）、六一三の四、字得目六二二の二（国有林。次の図に示す部分に限る。）・六二三の一（国有林）、六二三の二、六二三の三

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を広島県農林水産部農林整備局治山室及び三原市役所に備え置いて縦覧に供する。）